

目次

I. はじめに	2. 示された選択肢の内容とその影響
II. これまでの経過	1) 概要
III. 最高裁判所の判断 (2010年6月21日)	2) RRAの生産
1. 適格性の判断	3) 牧草としてのRRA生産
1) 上告人の適格性	4) 種子としてのRRA生産
2) 被上告人の適格性	3. 却下された一般意見等
3) 下級審判断の妥当性	1) 更なる調査・検査の要求
IV. 最終環境影響評価 (FEIS: Final Environmental Impact Statement) の概要	2) RRAの作付けを禁止する要求
1. 選択肢の提示	3) 一系統のRRAのみ規制対象から除外する要求
	V. おわりに: これらの訴訟と環境影響評価が日本にもたらす影響

I. はじめに

2010年12月16日、アメリカ農務省 (USDA) は、グリフォサート耐性を持つアルファルファ (J101とJ163) に対する最終環境影響評価 (FEIS: Final Environmental Impact Statement) を公開した²。

これに伴いUSDAは声明を発表したが、その内容は2009年11月に発表されたドラフト版環境影響評価 (DEIS: Draft Environmental Impact Statement)³と、その後のパブリッ

ク・コメントの内容、そして2010年6月21日に出された最高裁判所における判断内容を踏まえ、さらに動植物衛生検査局 (APHIS: Animal and Plant Health Inspection Service) だけの判断ではなく、USDA全体の判断をも含めた形となっている⁴。

FEISにおける重要ポイントはこの声明に集約されているが、中でも注目すべき点は、本件に関する「モノの考え方」として、ドラフト版では見られなかった3つの選択肢が登場したことである。すなわち、遺伝子組換え

1 本稿は、平成22年度農林水産省委託研究プロジェクト「新農業展開ゲノムプロジェクト」のうち、「遺伝子組換え生物の産業利用における安全性確保総合研究」(実施機関: 独立行政法人農業環境技術研究所)の一環として実施された「海外諸国における遺伝子組換え生物の研究に関する調査」の研究成果のひとつとして、筆者がとりまとめたものである。
 2 最終環境影響評価 (FEIS) の全文は、付属資料を含めると2,468頁に達する膨大なものだが、全容は、以下のサイトで公開されている。http://www.aphis.usda.gov/biotechnology/downloads/alfalfa/gt_alfalfa%20_feis.pdf (アクセス日: 2010年12月17日) なお、この報告書については、2010年12月23日付官報 (Federal Register) で公表されている。http://edocket.access.gpo.gov/2010/pdf/2010-32349.pdf (アクセス日: 2010年12月25日)。
 3 ドラフト版環境影響評価 (DEIS) の全文は1,476頁であり、以下のアドレスで公開されている。http://www.aphis.usda.gov/biotechnology/downloads/alfalfa/gealfalfa_deis.pdf (アクセス日: 2010年12月29日)
 4 http://www.usda.gov/wps/portal/usda/usdahome?contentidonly=true&contentid=2010/12/0667.xml (アクセス日: 2010年12月17日)

アルファルファを、

- ① 規制対象品目として継続、
- ② 規制対象からはずす、さらに、
- ③ 地域的・隔離的措置を設けた上で規制対象からはずす、

以上の3つの選択肢を明確にし、その上で、環境および社会・経済的な影響に関する詳細な分析を実施し、②および③を好ましい選択肢として検討したことであろう。

さらに、遺伝子組換え作物・牧草に関し、これまで一貫して主張し続けてきた「科学的判断に基づき、絶対的に安全」⁵という立場は堅持しつつも、従来のUSDAの主張ではほとんど見られなかった「共存 (co-existence)」の視点を正式に打ち出したことが指摘できる⁶。実際、これまでのアメリカは共存という概念そのものを否定こそしてはいないが、遺伝子組換え作物と非遺伝子組換え作物は実質的に同等という立場から、今日まで何ら特別対応を取ってきてはいなかった。今回のFEISにおける「軸足の変化」は、科学的安全性に絶対の自信を持ちつつも、遺伝子組換え以外の農作物を望む生産者や消費者、そして環境保護論者といった多様な利害関係者の声を政策推進上は一定程度考慮すること、すなわち「共存」という形が明らかに必要になってきたことを示している。その上で、異なる主張を持つグループ間での争いを今後も不毛な形で継続するよりは、透明性の

高い相互の対話を通じてアメリカ農業の将来の発展のため、双方が努力・協力すべきというUSDA全体の立場をより鮮明にしたものであると考えられる。声明に引用されているTom Vilsack農務長官コメントの一部を以下に示す⁷。

"We have seen rapid adoption of biotechnology in agriculture, along with the rise of organic and non-genetically engineered sectors over the last several decades... While the growth in all these areas is great for agriculture, it has also led, at times, to conflict or, at best, an uneasy coexistence between the different ways of growing crops. We need to address these challenges and develop a sensible path forward for strengthening coexistence of all segments of agriculture in our country. All are vital and a part of rural America's success. All should be able to thrive together."

「過去数十年にわたり、我々は農業において、オーガニックおよび非遺伝子組換え分野の急増とともに、急速なバイオテクノロジーの適用を見てきている…。これらの分野における成長は農業全体にとって極めて大きいものであるが、しばしば、対立、

5 USDA, 前掲News Release No.0667.10. 2010年12月16日では、“There's absolutely no doubt of the safety of many products USDA's regulatory system has approved.”という強い表現が記されている。

6 共存政策の本家とも言えるEUが「遺伝子組換え、有機、慣行栽培のいずれも排除されるはならない」とのガイドラインを打ち出したのは2003年であるが、その後、2010年7月13日には、構成国が自由に栽培の許可・制限・禁止を決定できる形に共存政策を大きく修正してきている。<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/10/921&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en> (アクセス日: 2010年7月20日)

7 USDA, 前掲News Release No.0667.10. 2010年12月16日。

あるいは最大限良く表現したとしても、作物を育てる異なった方法間における困難な共存という状況をもたらしている。我々はこれらの問題に取り組み、アメリカ農業の全ての分野における共存状態を強化するために前進すべき良識ある道を切り開いていかなければならない。これら全てがルーラル・アメリカの成功の一部である。全てが共に繁栄することが出来なければならない。」⁸

さて、本稿の目的は、2010年に最終局面に入った遺伝子組換え牧草（GMアルファルファ、以下RRAと呼ぶ⁸。RRAはRoundup Ready Alfalfaのこと）をめぐる訴訟および全体動向について、2010年に行われた2つの大きな意思決定、つまりアメリカ連邦最高裁判所の判断（2010年6月21日）と、USDAによるFEISのポイントについて検討し、今後のわが国における同様の問題について有益な示唆を得ることである。

RRAをめぐる問題が顕在化したのは2004年4月に遡る。その後、今日まで約6年という膨大な時間をかけてこの問題は裁判を通じ争われてきた。アメリカ国内における遺伝子組換え作物をめぐる訴訟は数多く行われているが、連邦最高裁が遺伝子組換え作物について正面から判断を下したケースは本件が初めてである。

その意味で、本件は遺伝子組換えシュガー・ビート訴訟を始め、現在進行中の遺伝子組換え作物を対象とした複数の訴訟や今後想

定される数多くの訴訟動向とともに、関連企業や行政の戦略に極めて大きな影響を与えるリーディング・ケースであると同時に、わが国の関係者にとっても看過することが出来ない重要な情報と内容を数多く含んでいる最新事例であると考えられる。

本件では地裁レベルの判断として、史上例を見ない形で全米を対象とした作付禁止という判断が行われ、それが現在でも継続している。これまでの訴訟の過程を通じ、こうした訴訟（提起した場合あるいは提起された場合）においては最終的に何が問題となり、どのような点が争点となるのかが明らかになってきている。

残念ながら、現在わが国で行われている遺伝子組換え作物に関する議論は依然として10年前と同様、賛成か反対かという点に焦点が集まりすぎている感が否めない。現実の世界を見据えた上での賛成・反対双方の立場からの歩み寄りが乏しい状況である。率直なところ、我々には全く同じような時間と労力をかけてアメリカが行ったことと同じ論争を再び繰り返す時間など残っていないのではないだろうか。先行事例からいかに学ぶか、今、まさにそれが問われているのだと思う。

本稿全体の構成としては、最初にこれまでの経過を概説し、その後、最高裁判所の判断と最終環境影響評価（FEIS）の主要なポイントを述べ、最後に若干の考察を述べる形としたい。

⁸ USDAのFEISではRRAではなくGT alfalfa（グリフォサート耐性アルファルファ）と表記されているが、本稿では全てRRAにて統一する。

II. これまでの経過⁹

2004年4月16日、USDA-APHISは、モンサント社およびフォーレージ・ジェネティクス社より、RRA（具体的にはJ101及びJ163）を規制対象から除外してほしいとの申請を受けた。これは連邦植物保護法（PPA：Plant Protection Act）に対応した形で制定されている連邦行政規則集（CFR：Code of Federal Regulations）のタイトル7、第340条に基づく申請（petition）である。この条文は元々植物の病気と考えられるものを規制するための条文であるが、一定の条件を備えた場合には、規制対象から当該作物を除外（deregulate）申請することが可能である旨が示されている。

申請を受けたUSDAは、RRAを規制対象から除外するか否かについて、まず当該品目が「環境に対して重大な影響を与えるか否かを審査する。その上で「FONSI（Finding of No Significant Impact）：重大な影響無し」と判断された場合には、環境アセスメント（EA：Environmental Assessment）、そうではなく長期的な影響を考慮する必要がある場合には、環境影響評価（EIS：Environmental Impact Statement）を行うことが定められている。EAになるか、EISになるかは申請企業、つまり開発企業や農務省の当局者にとって、時

間や労力を含め大きな差が生じるため、極めて重要である¹⁰。RRAのケースではFONSIと判断され、EISではなくEAが行われている。その結果、RRAは2005年6月27日付けの官報において、2005年6月14日以降は規制対象品目より除外されたことが発表されている。これに対し、有機農業生産者や食品安全センター（CFS：Center for Food Safety）、環境保護団体等が、①RRAの商業化の差止め、②EAではなくEISを実施すること、③絶滅に瀕した種への影響に関する協議をUSDA内部でも行うこと、を求めて訴訟を提起したのである。

2007年2月、カリフォルニア州連邦地裁は、USDAがRRAをFONSIと判断しEAを実施したことは連邦環境政策法（NEPA：National Environmental Policy Act）の観点から見ても間違いであり、環境や経済に関する詳細な影響を検討するためEISを実施すべきであったとの判断を示した。その上で、規制対象からはずされていたRRAを、再度規制対象品目に戻しEISを準備するように指示した。さらに、2007年3月12日以降、RRAの販売を禁止（暫定的止命令）しただけでなく、2007年3月30日以降はRRAの作付けそのものも全米で禁止した。その後、裁判所による暫定的差止命令の終局的差止命令への変更（2007年5月3日）、訴訟を提起されたモン

9 この項は、三石誠司「アメリカの遺伝子組換え牧草をめぐる訴訟動向について - GMアルファルファ訴訟の論点からのインプリケーション-」『平成20年度 海外諸国における遺伝子組換え生物の研究に関する調査報告書』GMO総合研究・海外チーム、2009年3月、および同「戦略の実践と合意形成 - 遺伝子組換え作物をめぐる現状を素材とした検討-」『平成21年度 海外諸国における遺伝子組換え生物の研究に関する調査報告書』GMO総合研究・海外チーム、2010年3月、をもとに、その後の進捗状況を加えてとりまとめたものである。また、過去のRRAに関する関係書類は、USDA-APHISの専用HPに全て掲載されている。アドレスは、<http://www.aphis.usda.gov/biotechnology/alfalfa.shtml>（2010年12月27日確認）。

10 ちなみに、2005年に発行されたEAはFONSIの附属書類を含めても全体で43頁のファイルとして公開されているが、2010年12月に公開されたFEISの内容は、PDFで24ファイル、本文が264頁、附属書類を含めた総頁数は2,468頁に達する。そして、このうち965頁をパブリック・コメントが占めている。参照アドレスは注1に掲載済。

サント社およびフォーレージ・ジェネティクス社による控訴、控訴審での全面作付禁止（2008年9月2日）など、RRAをめぐる状況は着実に進展していった。

なお、裁判の常であるが、個々の論点が順番にクリアされていき、控訴審の段階では、①終局的差止命令そのものの妥当性と、②終局的差止命令を出す前に当事者に対する事実確認のヒアリング（evidentially hearing）が欠落していたこと¹¹、の2点が主要な論点になっている。これらについて、控訴審では、いずれにせよEISを準備する以上、同一との判断を下しており、モンサント社およびフォーレージ・ジェネティクス社は不服として最高裁判所に上告している。ちなみに、RRAが規制対象からはずれた時点から裁判所が判断を下した時点までの2年間（2005年及び2006年）に作付けされたRRAは全米48州1,552群で20万エーカー以上に上っていたが、これらのRRAについては現実的な判断として、作付け、収穫、販売は通常通り認められ、在庫品についても裁判所の指導により厳密な管理のもと、非遺伝子組換え牧草と混入しないようにとの指示がなされた。

2009年12月、USDAはドラフトEIS（DEIS）を公表した。これは翌2010年3月10日までの75日間公開され、この間、4回の公聴会（約133人参加）が開催され、メールその他を通

じて集まったコメントは約244,000件に達したという¹²。これらを踏まえた上で、2010年12月16日、USDAはFEISを公表したのである。なお、これに先立つ、2010年6月21日には最高裁判所の判断が下されているが、こちらは7対1で下級審の判断、つまり全米の作付禁止に対し「破棄差し戻し（reversed and remanded）」¹³という判断が示されている¹⁴。この点についての詳細は後述するが、ここでは重要なポイントをいくつか指摘しておきたい。

第1に、今回、最高裁判所はRRAが安全だとも危険だとも判断していない。第2に、訴訟提起者の適格性（standing）について、かなり踏み込んだ判断を実施しただけでなく、遺伝子組換え作物・牧草を扱った初の最高裁判所判断として、環境に対する影響の範囲に経済的な影響を明確に含めている。そして、第3に、下級審が出した終局的差止命令は、①代替案（具体的には部分的あるいは一時的な対応の可能性）を排除しただけでなく、②強烈かつ特別な救済手段であり、当然のごとく与えられるものではない、という点を明確にしたことである。

一般的にアメリカ法において終局的差止命令を出すためには、伝統的な4条件（①回復不可能な損害を被ること、②法律上の救済、例えば損害賠償が損害を救済するのに不

11 この②の論点について、後述する最高裁判所の判断は、そもそも下級審の判断そのものが間違っていたのであるから事実ヒアリングの必要性などないと断定しているため、本稿では割愛する。

12 前掲、注1、p9

13 *Monsanto Co. et al v. Greetson Seed Farms et al.* 561 U.S. (2010) p24. ここで紹介した内容はアメリカ連邦最高裁判所の判断・見解（opinion）であるが、最高裁判所判例集の正式頁が決定していないため、以下、本稿執筆時点で参照可能な原典（PDFファイル）に印刷されている個別文書の頁数を最後に記載している。

14 不思議なことに、わが国ではこの最高裁の判断はほとんど紹介されていない。遺伝子組換え作物に否定的な立場をとる多くのホームページ等でも下級審の内容については頻繁に紹介されているが、最終的に最高裁がどのように判断したかについては触れられていないことが多い。また、最終環境影響評価に関するニュース等は見ても、6月21日の最高裁の判断について関連付けて解説を行っているものはほとんど存在しない。これではやはり片手落ちというものであろう。

適切であること、③原告と被告の間の関係を考慮し、衡平法上の救済が保証されること、④終局的差止命令により公共の利益が損なわれないこと）を満たさなければならない¹⁵。現代のアメリカ法では、これらの全てを満たさない限り、終局的差止命令を出すことはできないという判例が確立している。この点については後述する。

さて、先に述べたとおり、最高裁判所の判断は「破棄差し戻し (reversed and remanded)」であるが、2010年6月21日以降、原告側も被告側も勝利宣言を行っており、これが今回の判断内容を一般に対して極めてわかりにくいものとしている¹⁶。

今回の判断は、わが国における将来の同様の訴訟においても十分に想定できる問題を多々含んでいるため、次にこれらの内容をより細かく検討する。

Ⅲ. 最高裁判所の判断 (2010年6月21日)

そもそも、今回の訴訟はUSDA-APHISが、RRAを規制対象から全面的に除外するという行政判断を行ったことから始まっている。この判断自体はAPHISに与えられ

た正式な権限である¹⁷。食品安全センター (CFS) 等は、この判断内容について異議を申し立て、訴訟を提起したのである。これを受けた地裁は、EAを妥当とし、EISを実施せずにRRAを規制対象から除外したことは、「人の環境の質に対し重大な影響を与える (significantly affecting the quality of the human environment) 場合には詳細なEISを作成すべき」¹⁸という連邦環境政策法 (NEPA) 違反と判断し、APHISの判断、つまりRRAを規制対象品目から除外するという判断を無効としたのである。

その上で、APHISに対し、①EISを実施するまでRRAを規制対象から「全体としても、あるいは部分的にも (in whole or in part)」除外しないようにすること、さらに、②EISが終了するまではRRAの新規作付けを全米で禁止することを指示している。控訴審では、地裁決定が終局的差止命令 (permanent injunction) という形で確認されている。モンサント社等により最高裁判所に上告された内容の中で最大の論点は、裁判所が判断した救済措置の範囲であり、RRAの安全性その他については論じられていない¹⁹。

15 eBay Inc. MercExchange, L.L.C., 547 U.S.388, 391.

16 例えば、“U.S. Supreme Court Rules 7-1 in Favor of Farmers, Ban on Roundup Ready Alfalfa ‘Cannot Stand’ Monsanto社プレスリリース、2010年6月21日。アドレスは<http://monsanto.mediaroom.com/index.php?s=43&item=855> (アクセス日：2010年6月25日)。一方、“Supreme Court Ruling in Monsanto Case is Victory for Center for Food Safety, Farmers”, Center for Food Safety, 2010年6月21日、アドレスは<http://www.centerforfoodsafety.org/2010/06/21/supreme-court-ruling-in-monsanto-case-is-victory-for-center-for-food-safety-farmers/> (アクセス日：2010年6月25日) なお、CFSは同日付けおよび6月24日および24日付けで何故、勝利宣言を出したかについて追加のプレスリリースをしている。これらの詳細はCFSのHPで閲覧可能である。アドレスは、<http://www.centerforfoodsafety.org/press-room/press-releases/page/4/>

17 40.C.F.R. § 1501. 4. (a).

18 42.U.S.C. § 4332 (c).

19 これも非常に興味深い点である。安全性そのものについては双方が納得したということではなく、法廷で議論をする内容にそぐわないと理解した方がよい。そもそも裁判官は科学的な安全性を検証するための専門家ではないからである。むしろ、安全性あるいは安全性を担保するための仕組みや手続きについて、どのような手続きが必要であるか、それが定められたとおりに実施されているかどうか、そして、こうした判断が実際のビジネスにどのような経済的影響があり、いかに救済がなされるかべきかという点が訴訟の両当事者にとっては最も関心がある点ではないかと思われる。

1. 適格性の判断

1) 上告人の適格性

最高裁判所の判断内容は、大きく2点に分かれている。

第1は、訴訟当事者としての適格性(standing)に関するものである。この問題は訴える側と訴えられた側の両方から考える必要がある。原告適格は遺伝子組換え作物の安全性そのものとは直接関係はないが、遺伝子組換え作物に関する差止訴訟が提起された場合の対応ということを考慮した場合、わが国、特に開発元である行政の研究所や企業にとって、極めて重要な意味を持つ。

最初に訴えられた側の対応について簡単に説明する。ここで、モンサント社らが求めているのは差止救済(injunctive relief)である。多少ややこしいが、下級審の判断により出された差止命令(injunction)に対し、それでは困るという形でモンサント社等が上告人として差止めによる救済を求めた訳である。したがって、以下では上告人はモンサント社等、被上告人は食品安全センター等を示している。

さて、どのような状況であれば差止救済を求めることが出来るか、すなわち、原告としての適格性があるかという判断基準が示されている。本件では3つの条件が示されているが、それは、①具体的(concrete)、特定化され(particularized)、そして現実(actual)あるいは差し迫っている(imminent)であること、②要求された内容について、公正に

跡を辿ることが可能であること(fairly traceable to the challenged action)、そして、③好ましい判断により回復可能であること(redressable by the favorable ruling)である²⁰。

この時点でモンサント社等は、USDAがEISを作成するまではRRAを販売することも出来ず、また、潜在的な顧客に対してその技術をライセンス供与することも出来ないことによる損害を被っている以上、最高裁判所は、上告人は上記の3つの判断条件の全てに該当し、差止救済を求める資格、すなわち原告適格が存在するという判断を下している。

これに対し、被上告人であるCFS等は、モンサント社等には本件訴訟における原告の適格性は無く、上告人が被った損害は、地裁が出した差止命令とは独立に発生したものであると主張している。

最高裁判所は、以下の2つの理由により被上告人の主張を退けている。

第1に、これまでの訴訟の議論において、特に救済方法の議論を行った際、被上告人はUSDA-APHIS側の提案(proposed judgments)を拒否して「規制対象から除外した判断を無効化する」ことを一貫して主張してきたからである。つまり歩み寄りは一切受けつけようとはしていない。

ちなみに、地裁が拒否したAPHISの提案とは、RRAを規制対象から除外するとの判断を無効とし、同時に5つの制限条項を付けた上でRRAの作付けを認めてほしいというものであった²¹。

20 アメリカと日本とは法体系が異なるというものの、物事を考える上で、こうした一定の基準をしっかりと備えておくことはわが国にとっても極めて重要であろう。わが国の過去の判例の中にも同様な基準が存在しているかと思うが、特にこれまでこうした議論に無縁であった行政・企業・農業関係者は、遺伝子組換え作物のような現実的な問題を想定した上で、各々の立場から一度しっかりと法律のロジックを整理しておく必要があると思う。

21 561 U.S. (2010), p 5. 原本はBrief for Petitioners 40.

ここで言う5つの制限条項とは、

- ① 遺伝子の拡散リスクを緩和させるためにRRAと非遺伝子組換えアルファルファとの間に強制的な隔離距離を設けること、
- ② 収穫に強制的条件を付すること、
- ③ RRAと接触したいかなる作付け用および収穫用の器具も、慣行栽培および有機栽培アルファルファ向けに使用する前に清浄化すること、
- ④ RRA種子の識別 (identification) と取扱いのための要件整備、
- ⑤ 全てのRRA種子生産者とRRA種子を用いた牧草生産者は、モンサント社あるいはフォーレイ・ジェネティクス社との間で契約を行い、その契約の中にはここで述べてきた①～④の内容を具備していること、

である。

最高裁判所の判断は、もし地裁がAPHISの提案を受け入れていれば、少なくとも(一定の)RRAの作付けは継続して行われたことになり、その後の判断、すなわちRRAの作付けに関する差止命令の内容も変わってきたはずというものである。この考え方は、後に述べるFEISにも引き継がれている点は、留意しておきたい。

被上告人の主張を退ける第2の理由は、上告人は、いかなるときでも地裁に対してRRAを「部分的に規制対象からはずすことすら禁止する地裁判断」が無効であると主張することができた(にも拘わらずそれはして

いない) というものである。被上告人の議論は、EISが完了するまでは、部分的にRRAを規制対象から除外することも許可すべきではないという点に集中していた。これに対し、最高裁判所は、APHISがモンサント社等によるRRAの規制対象からの除外申請の許可に関する意思決定を行う「前に」、地裁はいわば有無を言わずEISを準備すべきとの命令を出したと判断したのである。

最高裁判所によれば、これは明らかに、RRAを規制対象から除外するという本来APHISに与えられている判断権限を侵害しているという。つまり、まずはAPHISに対し、EAかEISかの再審査を命じれば十分であったということである。ここは重要なポイントである。さらに、実際の裁判における口頭での主張において、被上告人は、「RRAを部分的に規制対象から除外することに関しAPHISの権限を制限することは、現実かつ切迫した損害を起こす訳ではない」²²とも述べている。その上、「仮にRRAを部分的に規制対象から除外するためには、本件を再度APHISに差し戻すことが必要であり、その結果、部分的に規制対象から除外することが起こるか否かは不明であるが、APHISはEAを準備しなければならない」とまで述べている²³。差止命令やEISを求めながら、一方ではEAでも十分というのは明らかに論理的な矛盾であろう。現実問題としては、仮に地裁がAPHISの提案を受け入れたとしたらという状況を考慮することは、あくまでも仮定の話である以上、最高裁判所としては、被上告人の論拠で

22 561 U.S.__(2010), p 9. 原本はTr. of Oral Arg. 39-40.

23 561 U.S.__(2010), p 9. 原本はTr. of Oral Arg. 39.

あるこうした主張を受け入れることはできないと判断したのである。

さらに、仮に差し止め命令が撤廃された場合、地裁がRRAを部分的に規制対象から除外するために本件をAPHISに差し戻す理由が最高裁判所には不明であるとしている。また、仮に地裁に差し戻すことが必要だとしても、EISの準備中に部分的に規制対象から除外するかどうかを決定するために地裁が差し戻しを拒絶する理由は存在しない。その上、モンサント社等上告人の原告としての適格性を十分に否定するのに好都合な形で、部分的に規制対象から除外するようなEAを新たに発行するかどうかは極めて疑問であるとしている。

要するに、上告人はRRAを規制対象から除外するための申請は行ったが、APHISの提案に示されているような形、つまり、部分的に規制対象から除外することが、真に上告人が求めているような救済を与えることになるかどうか、そして地裁の命令がなかった場合に、APHISがEISの終了までに部分的な除外を有効化するかどうかについては、議論をしていなかったということである。

以上を踏まえ、最高裁判所としては、これまでの救済に関する議論を見る限り、RRAを部分的に規制対象から除外するというAPHISの妥協案は公共の利害に適していると考えており、それ故、地裁がこの視点を除外したことは憲法上保護されるべき範囲内にある損害 (constitutionally cognizable injury) であると判断している。

さらに、被上告人自身が口頭でも認めているとおり、これは適切な判断、つまり部分的な対応により是正が可能であるため、上告人には、最高裁判所の審査を受ける原告としての適格性があると結論付けている。

2) 被上告人の適格性

それでは被上告人である食品安全センター (CFS) 等には適格性は認められるのであろうか。

本件訴訟において、モンサント社等の上告人は、「名称を挙げられた被上告人は、差し救済無しに憲法上保護されるべき損害を受けるであろうことを示すことが出来ていない」²⁴と主張しているが、最高裁判所はこれを否定している²⁵。

被上告人は有機栽培あるいは慣行栽培によるアルファルファの生産者を含んでおり、仮にRRAが規制対象から完全に除外された場合には、彼らの牧草は組換えられた遺伝子に影響を受けることになるからというのがその理由である。

最高裁判所は、過去の議論の中から複数の事例を紹介している。例えば、①非遺伝子組換え牧草を希望する買手のために、RRAの混入があるかどうか、そして混入があった場合にはどの程度かの検査の実施、②これらの検査を行うためのコストの増加と、それによる牧草価格の増加および競争力の低下、③RRAが混入していないことの証明書の獲得のための手間と費用、④非遺伝子組換え牧草

24 ここでの主張は、直接の生産者ではなく、生産者団体あるいは環境保護に関心を持つ任意団体やNPO等が訴訟を提起することが可能かどうかという論点につながる。つまり、誰が本当に訴訟を提起できるのかという点である。

25 561 U.S. (2010), p11. 原本はBrief for Petitioners 40.

の生産を確保するための増加コスト、そして、⑤取扱業者の中には、非遺伝子組換え牧草の確保のために海外の生産者との契約締結の可能性、といったことなどが挙げられている。

生産者や取扱業者としては、これらの損害(harm)²⁶に対し、現実にはRRAとの混入が無い場合でも対応しなくてはならない。つまり、RRAが完全に規制対象から除外されることにより、慣行栽培や有機栽培でアルファルファを育てている生産者は、RRAにより損害を受けるという「合理的蓋然性(reasonable probability)」を確立したことになるという訳である。

なお、今日のアメリカ法において、適格性を認めるための最重要要素の一つとして位置付けられているものに「事実上の損害(injury in fact)」の有無がある。適格性を得るためには、これが、憲法および法律により保護される諸権利の範囲内にある(constitutionally cognizable injury)という一応の議論が成立すればよいという立場が中心である²⁷。

RRAの花粉飛散により予想される実質的なリスクは十分かつ具体的に「事実上の損害」要件を満たすというのが最高裁判所の判断である。さらに、下級審が行った判断である全てあるいは一部のRRAの作付けや販売の禁止は、慣行栽培あるいは有機栽培のアルファルファに対するRRAの花粉の飛散を防止あるいは最小化するという点でも救済を与えることにもなる。したがって、最高裁判所とし

ては、本件の被上告人には当事者としての適格性があると判断している。

やや説明が長くなったが、実は、この点もわが国の訴訟においても十分に留意しておくべき極めて重要なポイントである。簡単に言えば、少なくともアメリカにおいては、有機栽培あるいは慣行栽培を行っている生産者あるいはこれらの農産物を取り扱っている業者や団体は、誰であれ、潜在的には遺伝子組換え作物・牧草に対する差止訴訟の当事者になる適格性があるということが、今回の最高裁判所の判断として明確に示されたのである。

さらに言えば、最高裁判所は、RRAのgene flow(遺伝子の飛散、実際には花粉の飛散)を、“a significant environmental effect within the meaning of NEPA”(NEPAが意味する重大な環境への影響)ととらえている点も無視できない。そして、地裁の判断のうち、“…injury has an environmental as well as an economic component”(損害には、環境面と同様に経済面の要素をも含む)という部分を肯定的な意味で引用している点にも留意しておきたい。

以上からわかることは何か。最も重要な点は、非遺伝子組換え作物・牧草の生産者や取扱業者であれば、誰でも訴訟の当事者になることができるだけでなく、そこで問題とすべき損害の内容としては、gene flowだけでなく先に述べたような様々な検査やそのための増加コストなどの経済的影響も、NEPAが定める重大な環境への影響という範囲内の要素

26 ここではdamageやinjureではなく、harmという単語が使用されている。damageは主として無生物や生物の部分に永続的な与える損害であり、injureは生物やその部分に対する損害であるのに対し、harmは同じ損害でも物質的な損害だけでなく、精神的な損害をも意味として持っていることに注意したい。

27 *Association of Data Processing Service Organizations, Inc. v. Camp*. 397 U.S.159 (1970)

に含まれるということを明示した点である。

つまり、遺伝子組換え作物・牧草を扱う訴訟における環境への損害（environmental harm）には、経済的損害を含むという点を明らかにしたという点で、実は今回の最高裁判断は、今後、発生が予想される遺伝子組換え作物・牧草の訴訟において極めて大きな影響を与える可能性があると言ってよいであろう。わが国においてもこれは看過できない重要なポイントである。

繰り返すが、今回の最高裁判所の判断は先に述べたように「破棄差戻し」である。その限りにおいては、これまでの下級審判断は完全に覆されたことになった。しかしながら、そこに至る理由、特に訴訟当事者の適格性の部分で最高裁判所はかなり踏み込んだ判断をしている。だからこそ、下級審判断を覆された被上告人側、つまり本来であれば負けた側も、勝利宣言を出したのではないかと考えられる。

本訴訟は一定の決着を付けたかのようと思われるが、実は最高裁判所は今後、潜在的に提起される可能性のある遺伝子組換え作物・牧草を素材とした訴訟に対し、歯止めなき連鎖の扉を開いてしまったのではないかとの印象を持つ。これは遺伝子組換え作物を取り扱う訴訟において、攻める側（遺伝子組換え作物に反対の立場）には強烈な武器を与え、守る側（遺伝子組換え作物を推進する立場）にはこれまで以上に十分かつ慎重な準備を促しているとも言えよう。

筆者としては、本稿の最初に紹介したVilsack農務長官の「共存」発言は、現在進行中および近い将来の技術開発状況と、それに伴う関

連訴訟多発の可能性を踏まえ、今後、遺伝子組換え技術を活用した新商品が次から次へと開発されるたびに、訴訟の形を借りた論争に時間と資源を費やすよりは、いかにして双方が歩み寄り、お互いが納得できる形での「共存」の社会的仕組みを早急に構築することこそ求められているという現状を象徴したものと考えざるを得ない。「賛成」と「反対」をお互いにぶつけ合っているだけでは何も変わらない。むしろ、国際競争や社会全体の状況を考慮すれば訴訟を繰り返している間に失うものの方が大きいことを理解して行動すべきとのメッセージと理解すべきであると思う。

3) 下級審判断の妥当性

最高裁判所が行った第2の大きな判断は、地裁の判断に不合理あるいは不適切な「裁量権の濫用（abuse of discretion）」が存在したかどうかである。地裁判断の内容は要約すれば以下の3点である。

第1に「RRAを完全に指定対象から除外するという過去のAPHISの判断」を無効化したこと。第2に、EISが完了するまでの間、APHISが、部分的あるいは全面的にRRAを指定対象から除外することを差止めたこと。そして第3は、ほぼ全面的に将来のRRAの作付けを差止めたこと、である。第1の過去のAPHIS判断については、上告人とAPHISが法廷で議論をしている訳ではないため最高裁判所は自らの判断の範囲外であるとして踏み込まず、判断は第2、第3のポイントに集中している。

先に述べたように、アメリカ法においてNEPA違反を基に差止請求による救済を求め

るためには、原告は4つの条件を示さなければならぬ。その4つとは、①回復不可能な損害を被ること、②法律上の救済、例えば損害賠償が損害を救済するのに不適切であること、③原告と被告の間の関係を考慮し、衡平法上の救済が保証されること、④終局的差止命令により公共の利益が損なわれないこと、である。こうした「伝統的な4条件のテスト」が、判例として既に十分に確立している。

最高裁判所は、RRAを部分的に規制対象から除外することをも禁止し、終局的差止命令による救済を認めた地裁判断は、4条件のいずれにも該当しないと明確に述べている。これもやや長くなるが、最高裁判所の見解について簡単に説明したいと思う。その理由は、こうした論理展開こそが、遺伝子組換え訴訟において、現実には議論されている中味だからである。

そもそも本件訴訟が提起された元の理由は、APHISによる判断、すなわちRRAを完全に（completely）規制対象から除外することの是非を問うものであった。これについて地裁は無効としたが、この点についてAPHISは控訴をしていない。つまり、少なくともこの段階では、RRAを完全に規制対象からはずすか、あるいは部分的（partial）に規制対象から除外するかの権限はAPHISに存在したということになる²⁸。したがって、仮にAPHISが再審査の上、あらためてEAを実施し、部分的あるいは一時的な除外こそが法の趣旨に沿っていると判断したとすれば、EIS

が完了していなくても部分的あるいは一時的な除外という選択肢が存在したことになる。そして、この新しい判断内容についてそれでも異議のある者は誰でもあらためて、別の訴訟を提起すればよいことになる。本件においてAPHISはこうした手続きを簡略化するために、地裁に対し花粉の飛散によるリスクは取るに足らないレベルであることを示し、EISが完了するまでの間、部分的に規制対象から除外することによる救済、つまり先に述べた提案の受諾を求めている。

一方、食品安全センター等は、自ら用意した数多くの証拠を裁判所に提出した。両者の内容は各々の意見を代弁する専門家の見解に基づいており、潜在的な環境への損害に対し、実質的に事実関係のほぼ全てについて異なるものであった²⁹。こうした両極端な見解が地裁を非常に困難な立場に陥れたことは疑いようがない。双方から提出された証拠を元に、地裁は自らの裁量の範囲内でEISが完了するまでの間でもRRAの作付けや収穫を認める（authorize）形での法的救済を拒絶することが可能であったかもしれない。しかしながら、実際にはそうならず、自らの権限を行使し、「法によりAPHISに与えられたRRAの作付けおよび収穫についての判断を行う権限」を差止めたのである。厳密に言えば、地裁が終局的差止命令を発したとき、APHISはまだRRAを部分的に規制対象から除外する権限を行使してはいなかったということができる。つまり、APHISが現実にはこの権限を行使するまで

28 控訴をしていないということは、もし地裁が最初の判断が無効というのであれば、APHISとしては再審査をすればよいだけだからである。

29 これらの内容には、遺伝子汚染の程度に関するものや、何故、既に一定の汚染が発生しているのかといった内容が含まれている。570 F. 3d, at 1135.

は、こうした判断を伴ういかなる司法審査も時期尚早（premature）であったということになる。

この点は最高裁判所の判断を理解する重要なポイントであるが、本件で最高裁判所はAPHISが行使可能な行為を概念的に2つに分けて主張を展開している。

第1はRRAを全面的に規制対象から除外する権限であり、第2は部分的に規制対象から除外する権限である。第1の権限を行使した段階で訴訟が提起され、地裁が差止命令を発行したが、この段階ではまだ第2の権限は行使していないにも拘わらず、差止命令により両方とも停止されてしまったということになる。こうした点は、規制を担当する行政当局、そして差止請求をする当事者にとって極めて重要な区別である。具体的に「何についての」差止請求を行うのかという点を概念的に十分に突き詰めておかないと、現実の訴訟においては同じ表現が全く異なった解釈で切り返されることがあるという有益な示唆であろう。

また、最高裁判所としては、地裁判断は、部分的に規制対象から除外してはどうかという提案をAPHISが有効化する可能性に対する一種の予防的手段としても正当化することはできないという。地裁がこうした提案を採用することが求められていないからといって、APHISが法により定められた提案を追求することを否定できるものではないからである。

さらに、地裁の差止命令は単にAPHISによるRRAの特定かつ部分的な規制対象からの除外を差止めたのではなく、あらゆる形

（any）でのRRAの規制対象からの除外を禁止している点を問題としている。つまり、①RRAの作付けがいかに限定された地域であろうとも、また、②非遺伝子組換えアルファルファとRRAとの隔離距離がいかに離れていようとも、③収穫や流通に関する規制がいかに厳格であろうとも、④判断時点においてこうした仕組みがいかに強固であろうとも、そして、⑤結果として、こうした状況下で許容されたRRAの作付けが環境一般および特定の当事者に与えるリスクがいかに小さいものであっても、全て認めないということになる。これでは議論の余地が全くないというだけでなく、本当の全面禁止となってしまう。

仮に、いかなる形であれRRAを部分的に規制対象から除外することについてEISを準備することが必要であるならば、地裁自身が認めているようにRRAを規制対象としたままの現在の作付けについてもEISが必要になる。逆に一定の制限を付与した上でのRRAの作付けや収穫にはEISが不要であるならば、適切かつ「部分的に規制対象から除外する」という行為にもEISは不要ということになる。このように考えると、部分的に規制対象から除外するという事実すら禁止した地裁判断は、論理的にも整合性がないことになるというのが最高裁判所が用いた法律のロジックである。

さらに重要な点として、仮にAPHISがRRAを部分的に規制対象から除外するという判断を行った場合、被上告人は回復不可能な損害を被るという証拠を示すことが出来なかったこと、その根拠として以下2つの点を示している。

第1にAPHISの判断に対しては、先に述べた形で暫定的差止命令による救済を求めた別訴訟を提起することが可能であったことと、それ故、現在あるいは切迫したリスクに対する救済措置として終局的差止命令は必要ではなかったということである。

第2は、RRAを「部分的に規制対象から除外すること」は、その対象範囲が適切に構築されていれば、遺伝子による汚染は実質的に存在せず、被上告人にとっては回復不可能な損害を与えないということである³⁰。

実際問題として、「部分的に規制対象から除外すること」が、いかに回復不可能な損害を与えるかを立証することは極めて難しい。そもそもAPHIS自身に与えられていた権限そのものを停止されてしまった以上、EISが完了するまでは何もできなくなってしまったということになる。こうした状況を考慮すると、地裁が行った判断は、やはりその裁量を不適切に行使したと考えざるを得ないというのが最高裁判所の判断である。

最後に残った問題点は対象地域、つまり、差止命令が全米を対象としたこと、これが適切であるかどうかである。これについて、最高裁判所は、部分的あるいは一時的に規制対象から除外する選択肢があったにも拘わらず、全米を対象とした全面的な差止命令を発行したことは不適切であったとしている。また、今回の判断とは別に、一般的に差止命令そのものは、極めて強力な救済方法である以

上、当然のものとして与えられるべきものではないとしている³¹。

そして、より強力でない救済方法(例えば、APHISの指定除外という判断に対する一部あるいは全体の無効化)の方が損害を救済するためには適当であるとしている。

以上を踏まえ、最高裁判所としては、地裁判断をその「裁量権の濫用」の結果によるものであると結論付け、当事者にとって差止命令が適切であるかどうかについての意見は必要なく、本件で述べられている問題に対する救済のために事実ヒアリングが必要であるかどうかという問題についても最高裁判所としては検討する必要はないと判断したのである。

その結果、7対1で下級審判断は破棄差戻し(reversed and remanded)、これが本件訴訟の最終的な結論である。

IV. 最終環境影響評価 (FEIS: Final Environmental Impact Statement) の概要

2010年12月16日、USDA-APHISは、RRAに関する最終環境影響評価 (FEIS) を公表した。これは既に述べたように2007年2月に連邦地裁が行った判断より求められたものである。このFEISの全体は膨大なものだが、全体の構成は表-1のとおりとなっている。この他に、付属表としてアルファベットのAからWまで合計23の資料が添付されている。なお、EISで検討されるべき内容について

30 例えば、RRAを部分的に規制対象から除外したとしても、その対象地域が極めて限定され、近隣にアルファルファを育てている生産者がいない場合や、隔離距離を通常考えられている必要距離(5-6マイル)よりはるかに長く設定した場合、APHISが新たにEAを実施し、遺伝子汚染や有害雑草の生育リスクがなく、対象区域に対しても厳格な監視を行う方針を作成した場合などが事例として記されている。561U.S. (2010), p21.

31 *Weinberger v. Romero-Barcelo*, 456 U.S. 305, 311-312 (1982)

表-1 最終環境影響評価の全体像

- I. 目的と必要性
 - A. イントロダクション
 - B. 担当官庁・部局
 - C. 経過
 - D. EISで検討されるべき内容
 - E. 当局の行動の目的と必要性
 - F. 更なる環境分析の要請

- II. 選択肢
 - A. イントロダクション
 - B. 選択肢の内容
 - C. 検討により却下された選択肢
 - D. 選択マトリックスによる影響の比較

- III. 影響を受ける環境
 - A. アルファルファの概要
 - B. リスクに曝されている生物学的環境
 - C. 社会経済的影響
 - D. 人間の健康と安全性
 - E. 土地利用と生産方法
 - F. 物理的環境

- IV. 環境影響評価の結果
 - A. 分析に用いた方法と仮定
 - B. アルファルファの生態
 - C. 遺伝子組換えアルファルファによる生態的影響
 - D. 非遺伝子組換えアルファルファに対する社会経済的影響
 - E. 人間の健康と安全に対する影響
 - F. 土地利用と生産方法
 - G. 物理的環境
 - H. 影響緩和手法
 - I. その他の影響

出典：USDA-APHIS、Glyphosate-Tolerant Alfalfa Events J101 and J163 :
Request for Nonregulated Status, Final Environmental Impact Statement,
December 2010.

は、既に以前の報告書で述べているため³²、本稿ではこのうち、本研究の全体テーマに関連したいくつかの特徴ある項目に絞って若干の解説を試みる。

1. 選択肢の提示

2009年12月に公表されたドラフト版(DEIS)では選択肢は2つしか記されていない。ひとつはRRAを規制対象品目のままにしておくことであり、他のひとつは完全に規制対象品目から除外することである。ところが今回のFEISではRRAについてDEISで示された選択肢に加え、第3の選択肢を追加しており、これが最大の特徴となっている。

DEIS公表後の公聴会や生産者、一般市民を含む様々な利害関係者からの公式のコメントを踏まえ、FEISにおいては、従来の2つの他に第3の選択肢として、RRAの生産のために隔離距離および地理的制限を設けた上で規制対象品目から除外するという選択肢を追加している。この選択肢には、RRAと慣行栽培あるいは有機栽培アルファルファを分別するために、先に訴訟で議論になったよう

に「部分的に」指定品目からの除外を行うことや、連邦政府と業界とのパートナーシップなどの可能性が示されている。DEIS公表後に寄せられた様々な意見の中に、隔離距離あるいは地理的制限を設けるという選択肢を考慮すべきとのコメントが多存在したことも影響しているという。

APHISは、FEISにおいて3つの選択肢を提示はしたものの、実際には好ましい選択肢として、①完全に規制対象品目から除外するか、あるいは、②隔離距離あるいは地理的制限を設けた上で部分的に規制対象から除外するという2つを推奨している。これら2つのうち、APHIS自身が最初に推奨しているのは前者であり、これは組織、つまりAPHISの目的と必要性に対応した行動であるとしている³³。APHISの行動の目的はRRAを完全に規制品目から除外した場合に、植物の病気としての影響が生じるかどうかを判断することであり、必要性とは連邦植物保護法および行政規則第7章第340条に従って行われた「規制対象からの除外申請」を審査して判断を行うことだからである。このため、RRAを規

32 三石前掲「アメリカの遺伝子組換え牧草をめぐる訴訟動向について - GMアルファルファ訴訟の論点からのインプリケーション-」『平成20年度 海外諸国における遺伝子組換え生物の研究に関する調査報告書』GMO総合研究・海外チーム、2009年3月、pp.112-113。

33 基本的にAPHISはRRAを全面的に規制対象品目から除外したいという姿勢を持っていることは、FEISの内容そのものにも表れている。FEISのIVは環境への影響を分析しているが、影響があると想定される領域に関する分析の多くがオプション2のRRAを完全規制品目から除外した場合を前提にした分析が中心となっている。例えば、本稿で取り上げた社会経済的影響のセクションにおいても、基本は全てオプション2をベースとした議論であり、20頁の分析の中で、オプション1およびオプション3が個別に議論されているのは最後の2頁に過ぎない。

つまり、APHISとしての基本姿勢はあくまでもオプション2であり、オプション2の環境下での影響を厳密に分析しておけば、それよりも厳格な規制下であるオプション3は一層問題ないという立場を取っていることが示されていると理解できる。これに対し、USDA全体としては、やや異なる立場を取っている。様々な形の農業の繁栄こそがアメリカ農業の繁栄につながるという立場から推奨すべきオプションとしてはAPHISの姿勢であるRRAを全面的に規制対象から除外するのではなく、一定の形で行政が介入した上での「共存」を「落とし所」としたいと考えているのであろう。

これについてはRRAに対し賛成・反対双方の立場より批判が出されているが、これこそがまさに現実であり、USDA全体としては、とにかく前へ進まなくてはならないという状況の中での苦肉の策であるとも理解できる。最終的に、問題は、どこまで「科学的事実」に基づいた判断が通用するかという点と、そうは言っても世の中は「科学的事実」だけでは全てが決まらないという点およびという点を踏まえた上で、お互いの合意形成をいかに行うかという点に絞られていくのではないかと思われる。

制対象から完全に除外することは、組織の目的および必要性の両方に合致しているというのが、少なくともAPHISの一貫した見解である。

これに対し、隔離距離および地理的制限を付与した第3の選択肢は、USDAの一部局であるAPHISだけでなく、USDA全体の目的でもある様々なタイプの農業との共存を可能にし、同時にDEISの公開期間に寄せられた花粉交雑やRRAと非遺伝子組換えアルファルファとの混入といった多くの懸念に対応することが可能であるとしている³⁴。この選択肢には、こうした懸念を払拭するための具体的な混入防止の手法などが含まれているとともに、特に遺伝子組換えに抵抗を持つマーケットに対する配慮についても言及されている。

2. 示された選択肢の内容とその影響

1) 概要

以下では、便宜的に3つの選択肢をオプション1（現状維持）、オプション2（規制対象から除外）、オプション3（隔離距離・地理的制限を付けて規制対象から除外）という形に分類した。実際のFEISでは、定量的な分析とは別に、マトリックスの形で、①生物資源に対する影響、②社会経済的影響、③人間の健康と安全に対する影響、④土地利用および物理的環境に対する影響、⑤除草剤使用に対する影響、の5つの領域における各々の選択肢を採用した場合の主たる影響が記されている。そのうち、特に社会経済的影響に関

する内容を翻訳したものが表-2である。

表-2に示されている内容は個別の分析内容の要点を定性的にまとめたものであるが、ここには我々にとっても考慮すべき重要なポイントがいくつか見受けられる。

第1に、オプション1、つまり現状維持の場合には、基本的にオーガニック農家への否定的な影響こそないものの、RRAによる品質およびコスト改善の機会の喪失に加え、2005年および2006年にRRAが作付けされた際に実際に実施したマーケティングやビジネス関連の費用が無駄になる。また、多少見方を変えれば、現状のままでは限り、オーガニック農家は遺伝子組換え技術を用いた牧草に対し極めて敏感な顧客層を明確に獲得する機会をも失うことになる。

つまり、市場で流通している商品がRRAと慣行栽培あるいは有機栽培のアルファルファになって初めて、各々の商品をどうしても必要という顧客が明らかになるという形で社会経済的影響をとらえていることがわかる。

第2に、オプション2は完全に自由化する選択肢であるが、この場合、RRAはAPHISの監督下から完全に自由となる。結果としてRRAの生産者はモンサント社あるいはフォーレー・ジェネティクス社との間に締結される契約（技術使用契約）の中に指定されている内容に基づいて管理を実施していくことになる³⁵。

これらの契約の中には、①牧草生産者が種子生産を行わないこと、②種子生産が行われ

34 この点はわが国においても同様であろう。例えば農林水産省の中にも様々な部門があることは周知のとおりである。

35 モンサント社の技術契約については、以下の技術使用ガイドを参照。アドレスは、<http://www.monsanto.com/SiteCollectionDocuments/Technology-Use-Guide.pdf>（アクセス日：2010年12月20日）

表-2 3つの選択肢ごとの影響比較（社会経済的影響のみ）

オプション1：現状維持 (RRAは規制対象： regulated)	オプション2：規制対象から除外 (deregulated)	オプション3：隔離距離・地理的制限 を付けて規制対象から除外 (isolation/geographic restriction)
<ul style="list-style-type: none"> ●アルファルファの品質およびコスト改善の機会喪失。 ●規制対象から除外されていた期間に作付けされたRRAに対するマーケティングおよびビジネス関連努力に関する機会喪失。 ●潜在的な生産コスト増加または需要減少に関してオーガニック農家への否定的な影響無し。 ●しかしながら、オーガニック農家は遺伝子組換え牧草を気にする顧客の市場を得る機会を喪失。 	<ul style="list-style-type: none"> ●RRAは生産者に対し、高品質の牧草を比較的低コストで提供可能。 ●非GM食品への嗜好が、オーガニック食品の生産チェーンにおける酪農や肉牛飼育用飼料への意図せざるGMの混入により、通常品あるいはオーガニック食品の需要（売上）の減少に転嫁されるかどうかは明確ではない。 ●GMに敏感な国内外の市場は花粉飛散等の管理がスチュワードシップ・プログラムを通じてどの程度機能しているかにより影響を受ける。これらのプログラムにより敏感な市場では種子コストは増加あるいは減少するかもしれない。いずれにせよアルファルファ種子の価格変化に対する感度が低い場合には需要全体に対する影響は少ない。 ●国内のアルファルファ生産者が、国内外においてオーガニック酪農やアルファルファで育てられた牛の肉に対する国内外の市場を失うことや、全米有機農業プログラム（NOP）が信頼を損なう可能性に関する証拠は存在しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●Tier Iの州：オプション2と似た状況。 ●Tier IIの州：生産者はオプション2と同様の生産コストとなる。意図せざるGMの混入に敏感ではない市場に販売しているRRAの種子生産者は追加コスト無し。そうでない種子生産者は、RRAからの隔離措置を採用する必要あり。 ●Tier IIIの州：特定の郡ではRRAの生産禁止のためRRA販売による利益の喪失。RRA種子生産者は、GMに敏感な市場においても隔離距離を維持するためのオプション2で発生する追加コストは発生せず。 ●Tier IIIの州におけるRRAの生産者は一定の制限を受ける ●RRAの種子生産者は慣行栽培による生産者からの距離を維持するため、特定地域に集中する傾向が生じる。

出典：USDA-APHIS, "Glyphosate-Tolerant Alfalfa Events J101 and J163: Request for Nonregulated Status - Final Environmental Impact Statement", December 2010. p 18 項目によっては筆者の意識を適用。

注：Tier Iの州とは、RRAの作付けに何の規制もない州で、メイン、ニューハンプシャー、バーモント、マサチューセッツ、コネチカット、ロードアイランド、ニュージャージー、ペンシルバニア、メリーランド、デラウェア、ウェストバージニア、バージニア、ノースキャロライナ、サウスキャロライナ、ジョージア、フロリダ、アラバマ、ミシシッピー、ルイジアナ、アーカンソー、テネシー、ケンタッキー、インディアナ、イリノイ、ウィスコンシン、アラスカ、ハワイ。

Tier IIの州は種子生産に一定の制限がある州で、コロラド、アイオワ、カンサス、ミシガン、ミネソタ、ミズーリ、ネブラスカ、ニューメキシコ、ニューヨーク、ノースダコタ、オハイオ、オクラホマ、サウスダコタ、テキサス。

Tier IIIは全米生産量の1%以上を生産している州で、アリゾナ、カリフォルニア、アイダホ、モンタナ、ネヴァダ、オレゴン、ユタ、ワシントン、ワイオミング。

ている地域では開花率10%以前に収穫を実施すること、③野生生物の給餌場においてRRAを使用することの禁止、などが規定されている。

また、RRAの種子を生産する生産者は、モンサント社ではなくライセンスであるフォーレイジ・ジェネティクス社と直接契約することになっており、同社が進めるベスト・プラクティスを実践することになる。この内容はポリネーター管理、隔離距離管理などが含まれている。同社は、APHISがオプション2を選択した場合、約50%がRRAを使用することになるであろうと予想している。

なお、グリフォサート系農薬（いわゆるラウンドアップ）は、アメリカの全ての州において既に広範に使用されているが、種子生産用と表示されている訳ではない。このため、オプション2が採用された場合、今後は種子生産用として表示が実施されている州でのみRRAの種子生産が行われることになることも留意すべきポイントである。

第3に、実務上、やや複雑になるのはオプション3の場合である。実は、今後、わが国の将来においてもこのような形での共存形態登場の可能性は否定できないため、ここではアメリカがどのような形で共存を図ろうとしているかを見ておく必要がある。

一言でいえば、開発者、生産者、取扱業者、行政等の関係者全体の協力（これをFEISではFederal/Industry Partnershipと呼んでい

るが、筆者は何故、Federal/Industry/Farmers Partnershipと命名しなかったか理解に苦しむ³⁶⁾によりRRAと慣行栽培および有機栽培の「共存」を維持する仕組みであり、フレームワークの概要は、既にEUで検討されてきた内容に近いものであると言えよう。

このフレームワークの中で、最も重要なポイントは、RRAの生産者は、指定された生産管理方式を実践することを求められるということである。この生産管理方式を実施するためにはライセンス契約による場合、あるいはその他の方式があるが、適切な生産管理方式とはどのようなものかというトレーニングもこの中には含まれている³⁷⁾。

また、適切な生産管理を実施しているかどうかの報告義務（ここにはレポーティングとモニタリングの両方の意味があると考えられる）と、それを怠った場合の罰則（ペナルティ）が含まれている。さらに、技術の進歩や環境変化を想定し、定められた生産管理方式が常に最適なものかどうかの定期的なレビューを実施し改善していくことが必要となる。それでは、これをRRAの生産にあてはめると具体的にはどのような形になるか、次にこの点を見てみよう。

2) RRAの生産

ここでは、RRA全体に関わるものとして、以下に示す4項目が挙げられている。

・ 牧草用のRRA農地からは種子を収穫して

36 残念ながら、こうした細かい点に関係者への配慮不足が見られる点は否めない。わが国において、同様の仕組みを構築する際には、しっかりと考慮しておくべきポイントであろう。

37 残念ながらここでもAPHISは「...to educate producers...」という表現を使用している。生産者を教育するということは確かにその通りかもしれないが、これではまだ行政と業界が生産者を「教育」という視点から脱し切れていない。つまり相変わらず、「欠如モデル」から脱却できていないということになる。

はならない。許容された唯一のRRA種産はRRA種子生産用として指定された地理的に制限された地域のみで実施する。

- ・ RRA種子は、その旨表示された専用袋と種子認証が必要である。また、当該種子が遺伝子組換えされた形質を持っていることと、種子の使用可能地域が地理的に制限されていることを全てのRRA生産者に周知する仕組みが必要である。
- ・ USDAに対し、ライセンス契約に定められた教育および研修、モニタリング、そしてコンプライアンスの状況等の行動をまとめた年次報告を提出すること。USDAあるいは指定された第三者機関は、提出者がライセンス契約に定められた内容を遵守しているかどうかについて報告書を監査し、場合によっては契約内容を遵守していない可能性がある者を調査することができる。
- ・ RRAに関わる全ての生産者、流通業者、取扱業者が、ライセンス契約に定められている生産管理手法、地理的制限、そして隔離距離について理解するための教育プログラムを開発し研修を提供する。

3) 牧草としてのRRA生産

この項では、RRAの生産地域を全米の各州を3つのレベルに分類している。

- ・ Tier Iは、RRAの作付けに何の規制もない州で、東部や南部の諸州を中心に27州と、全体の約半数がこの範疇に属する。また、これらの州では商業的なアルファルファの種子生産は行われていない。これらの州では、牧草用のアルファルファ生産は行われてはいるものの生産量には限りがあるた

め、実際問題としてRRAを全面的に規制対象から除外した場合とそれほど変わらない影響が生じると考えられている。2007年の農業センサスによると以下の州がここに含まれる。メイン、ニューハンプシャー、バーモント、マサチューセッツ、コネチカット、ロードアイランド、ニュージャージー、ペンシルバニア、メリーランド、デラウェア、ウェストバージニア、バージニア、ノースカロライナ、サウスカロライナ、ジョージア、フロリダ、アラバマ、ミシシッピ、ルイジアナ、アーカンソー、テネシー、ケンタッキー、インディアナ、イリノイ、ウィスコンシン、アラスカ、ハワイ。

- ・ Tier IIは、一定量のアルファルファの種子生産を行っているが、種子の生産量は全米の1%未満の州である。コロラド、アイオワ、カンサス、ミシガン、ミネソタ、ミズーリ、ネブラスカ、ニューメキシコ、ニューヨーク、ノースダコタ、オハイオ、オクラホマ、サウスダコタ、テキサスの14州である。Tier IIに属する種子生産者は、種子の販売先がどの程度RRAに対して敏感であるかにより、追加コストが生じる場合と、そうでない場合に分かれる。これらの州において種子用のアルファルファ生産地から165フィート以内にあるRRAの生産者は、開花率が10%に到達する前にRRAを収穫しなければならない。
- ・ Tier IIIの州は、全米のアルファルファ生産の1%以上を占めている大生産州であり、アリゾナ、カリフォルニア、アイダホ、モンタナ、ネヴァダ、オレゴン、ユタ、ワシントン、ワイオミングの9州である。こ

これらの州では牧草としての生産と同時に、種子の生産も行っているが、2007年のセンサスにおいて種子生産を実施している郡内では牧草としてのRRAの生産をすることは出来ない。仮にRRAを生産している農場が慣行栽培でアルファルファを栽培している農場から165フィート以内に存在した場合（このような状況は、例えば郡と郡の境界に2つの農場が位置していたような場合には起こりえる）、RRAの生産者は、開花率が10%以前にRRAを収穫しなければならない。さらに、全てのRRA生産者は、GPSコーディネーターに対して全てのRRAの生産地情報を報告することが義務付けられる。この情報はより上位の管理プログラムおよび種子認証機関により、RRAに関するモニタリングと作付制限を実行するために活用される。

4) 種子としてのRRA生産

- ・ RRAの種子生産は、Tier IIおよびTier IIIの州内で、慣行栽培によるアルファルファ栽培が行われている地域から5マイル以上離れた地理的制限地域に限定されている³⁸。
- ・ RRAの種子生産地に関する情報はGPSにより確認され、USDAへの年次報告に含まれ、この地理情報は要求に応じて公的な種子認証機関により入手可能である。
- ・ RRAを生産するための農機具は専用のものとするか、あるいは他の作物（RRA以外）に、使用する前にRRAを取り除くた

めに定められた適切なプロトコールにより清浄することとする。

- ・ RRAの種子は他の農産物と混ざること防ぐために、適切に取り扱われ、保管されるものとする。

3. 却下された一般意見等

なお、FEISでは、以上の他に考慮すべき内容として、公開中に寄せられた一般意見の中から却下された代表的な意見を3つの形にとりまとめている³⁹。これらの内容は、わが国において同様の訴訟が提起されたときにも用いられる可能性が高いため、ここではその内容を簡潔に紹介する。

1) 更なる調査・検査の要求

第1は、更なる調査・検査を要求することである。特に、オーガニック栽培された農産物の生産・流通システムの中においてRRAがどのような影響を与えているかについての調査や検査を要求するコメントである。

この問題について、APHISは、NEPAで定められた意思決定とはRRAに対し部分的あるいは全面的な規制対象からの除外を行うかどうかを求められているのであり、指摘されたような調査・検査はNEPAで定められたAPHISの意思決定の範囲外であるとして拒絶している。

また、非遺伝子組換え作物のフードシステムにおける遺伝子組換え作物の存在を調査・検査することは、レギュラトリー・プログラムの問題であり、規制から除外すること（つ

38 5マイルとは約8キロである。

39 一般コメントそのものは全文が、FEISの付属書類Fで全て公開されている。

まり非レギュラトリー・プログラム)の対象ではないとしている⁴⁰。

さらに、RRAに関してこのような検査を実施することは、連邦行政規則集タイトル7第340条、つまり、植物の疾病に対する規制対象となっていない生産者にとっても追加の負担になるという⁴¹。また、こうした調査・検査を押し付けることは、非遺伝子組換え作物の生産者の生産物が遺伝子組換え品種を含んでいない(あるいは一定基準より下回っている)という責任の程度を増加させることになるが、これは、アメリカ農業を植物の病害の発生や拡大から守るというAPHISの責任とは無関係であることに加え、公平な共存政策を追求することとも整合性がない。したがって、EISに示されているとおり、これ以上の検査・調査は必要ないというのがAPHISの拒絶理由である。

これは、課題として示された内容に間接的に関連はしているものの、直接関連のない調査・検査までを求めるという姿勢には一定の歯止めをかけたものであると言えよう。

2) RRAの作付けを禁止する要求

この要求は、いかなる理由があれ、RRAの作付けを全て禁止し、既に保管されているRRAの種子も廃棄するかRRAの作付けが許容されている国に輸出すべきというものである。何故ならば、アルファルファを育てたい生産者はRRAでなくても従来品の種子を入手可能であるからであり、RRAに関する調

査・研究は全て禁止せよというのがその主張である。

FEISでは、この要求も退けている。その理由は、既にRRAは前述した第340条により規制対象となっており、現在ではRRAに対する規制対象から除外するとの申請があったとしてもその許可を出すことが出来ない状況にあるからである。

また、APHISとしては、過去に同様の形で数多くの品目を規制対象から除外してきたが、その結果として植物の疾病が拡大したために除外を取り消すこともなかったし、RRAについてそのような状況が生じているとも理解していないと明言している。

そもそも隔離圃場でのRRAの作付けをも禁止するということは、遺伝子組換え作物を安全に開発するというBRS(Biotechnology Regulatory Service: APHISの中でバイオテクノロジーの規制を担当している部局)の使命とも整合性がない。

さらに、RRAに対する作付けや生育の全面的な禁止ということになれば、USDA全体が出している遺伝子組換え作物と非遺伝子組換え作物の共存という方針とも整合性がないものになるという。この要求を受け入れることは、生産者がRRAを生育することを選択することを禁止することにもなる。

こうした視点は、わが国においても十分に理解しておくべきであると思う。特に担当官庁である農林水産省全体の方針と、例えば農林水産技術会議および関連の研究機関との間

40 詳細な調査を要求することはわが国でも頻繁に見られ、一見同意を得やすいように思われるが実際には異なる。当該訴訟において、訴える側は何を要求すべきか、そして訴えられた側は、何に基づきどこまでを受入れ、何を拒絶すべきかを明確に理解しておく必要があるということである。

41 340条と遺伝子組換え作物との関係については、三石前掲2009年、p94参照。

で、どのような形での統一した見解を一般に対して出すかという点で多に参考になるのではないかと思う。実際、一般市民の目線から見た場合、わが国はバイオテクノロジーを推進しているのか否定しているのかが全くわからないような状況に陥っている。これでは国内的にも対外的にも大きな混乱を招く状況が継続するだけであろう。

今回のFEISについては賛成・反対双方の極論を主張する陣営からはいずれも不満の聲があがると思うが、社会的に評価の分かれる問題について一定の方針を出す場合には、全員が全て賛成することなど実際にはあり得ないであろう。だからこそ、透明度の高い議論の場と、それを踏まえた明確な方針が必要なのである。

今回のFEISは、先に述べた訴訟や最終的な最高裁判所の判断を踏まえ、およそ民主主義の形の中で正当な時間と手続きを経て積み上げられてきた内容であることも忘れてはならないと思う。訴訟を提起して負けた場合、その判断内容に不満をもつことは自由であるが、そもそも訴訟を提起するということは、負ける可能性も考慮した上で判断を司法の場に委ねるという意味決定をしたことでもある。そうした経過があったからこそ、APHISは、FEISの公表に当り、APHISとしての考えを保持しつつも、USDAとしての大きな方針の中に一步引いた形で自らを明確に位置づけ、同時に、FEISの中でも譲れぬ点、つまりRRAの全面的作付禁止は受け入れられないという点を明確に出していることについて

は一定の評価ができるのではないかと思う。

3) 一系統のRRAのみ規制対象から除外する要求

今回のFEISで対象となっているRRAはJ101およびJ163という2つの系統のものである。APHISは2009年にこれら2つの系統についてのリスク・アセスメントを行っているが、いずれの系統も他のアルファルファより高いリスクを示してはいない。また、これまでに行われてきた全ての公開コメントの募集期間において、植物の疾病に関し、これら2つの系統の差異に言及したものはない。つまり、これら2つの系統は生物学的には差異はなく（公開コメントでそれに言及したものも存在しない）、これら2つを区別して取り扱う科学的理由は存在しない。したがって、APHISとしては、両系統を分けて取り扱うことはしないというものである。

V. おわりに：これらの訴訟と環境影響評価が日本にもたらす影響

最高裁判所の見解とAPHISによるFEISが出されたことで、RRAをめぐる訴訟はひとまず落ちついたかに見えるが、事はそう簡単ではない。USDA自身が先の声明で明確に述べているように、FEISは既にウェブ上でも公開され、今後30日間、一般のコメントを受けつけた上で、最終的な判断がなされる予定である。そのため本稿執筆時点（2011年1月8日）で言えることには多少限りがあるが⁴²、これまでのRRAに関する訴訟の流れ

42 その後の動向については本稿末尾に追記している。

と、最高裁判所の判断で示された論点、さらにFEISで示された内容からわかることをいくつかとりまとめて結論としたい。

第1は、何度も述べているように一連の訴訟ではRRA自体の安全性は争点とはなっていないことである。科学的安全については確立しているというのがUSDAの公式の立場である。しかし、一方では食品安全センター等を含めそうではない立場の科学者も多数存在している。

例えば「ゼロリスク」という言葉をどうとらえるかという簡単な問いに示されるように、恐らくこの2つの立場は永遠に交わることはないであろう。つまり、「100%の安全性を確保する」ということは、突き詰めればどこまで行えば十分かという議論になり、文字通り「きりがない」からである。どこかの段階で一定の線引きを行わない限り、この問題は決着しない。このような場合、我々は何をもとに判断すべきか。最終的には個々人の判断にならざるを得ない。政府がとか、環境保護団体がとか、ではなく、現在定められている内容が十分であるかどうか、そして、それがどこまで適切に実施されているかどうかという点を一人一人が考えた上で判断するしかないであろう。

第2に、遺伝子組換え訴訟における原告の適格性についてである。今回、最高裁判所により、有機栽培あるいは慣行栽培を行っている生産者あるいはこれらの農産物を取り扱っている業者や団体は、誰であれ、潜在的には遺伝子組換え作物・牧草に対する差止訴訟の当事者になる適格性があるということが、明確に示された点は関係者にとって最も大きな

点であろう。これは遺伝子組換え作物の開発を行っている企業や行政当局にとっても極めて大きな意味を持つ。一言で言えば、今後、同様の訴訟において訴訟を提起する側は、少なくともアメリカにおいては適格性を争う必要がなくなったからである。

第3に、最高裁判所は、遺伝子組換え作物・牧草を扱う訴訟におけるenvironmental harm（環境への損害）には、「人の環境に重要な影響を与える」要素として、初めて経済的損害を明確にしたという点も忘れてはならない。これも従来は議論が多発していたものに、一定の方向付けをしたものとして注目すべきであろう。これは消費者や生産者、あるいは環境保護団体にとって、本当に「勝利」と言えることなのだろうか。一見すると、非常に強力な武器を得た大きな勝利にも思えるが、実際は判断が難しい。その理由は、訴訟を提起する側にとっては、安全性の議論で合意を得られない場合あるいは科学的安全性が確立した場合には、経済的損害を立証することしか訴訟理由がなくなってしまうからである。もちろん、今回の判断により、弁護士や環境保護団体として、訴訟そのものは恐らく以前以上に提起しやすくなったことは事実である。但し、本稿でも述べているように明らかな追加コストは経済的損害に含まれるが、これはそもそも遺伝子組換え作物の安全性のみに起因するとも限らない。市場の価格動向や消費者の関心、そして何より生産者自身の栽培や管理姿勢と実践そのものにも大きく関わってくることになる。もちろん、企業や行政サイドがこれまで以上に慎重な対応を迫られることは言うまでもない。

第4に、訴訟という手段を取る限り、自然科学や技術の専門家ではない裁判官にその判断を委ねることにならざるを得ない。ここで理解しておくことは、専門的ではない余りにも明らかな科学的常識の欠如や杜撰な手続きということを除けば、基本的に、科学的安全性の追求ではない差止命令という一見極めて分かり易い要求であっても、それはいくつかの条件（例えば伝統的な4条件を満たすこと）を経て初めて実施に移されるということに関係者は十分に理解しておく必要があるということである。さらに、法により与えられた権限や裁量とはどこまでの範囲かということをもよく考えておく必要がある。一言でいえば、まず、定められた手続きを確実に実施しているかどうかが問われ、それをクリアした場合には、行政当局や裁判所自体が法的に認められたものとして行使した内容が、合理的な観点から、法により与えられた「裁量」と判断されるか、あるいは法により与えられた権限の「濫用や逸脱」として判断されるかであろう。この点はわが国における訴訟においても同様である。

最後に、第5としてFEISからの示唆を記しておきたい。USDAが取り入れた「共存」のフレームワークは、基本的に2003年以降のEUが実行してこようとしたフレームワークに類似している。その要素を簡単に言えば、隔離距離や地理的制限を設け、生産者に生産管理上の研修を実施、内容を販売元の企業や

行政当局に報告させ、適宜状況をモニタリングし、取扱う農機具も別あるいは清浄したものを使うというものである。EUとの大きな違いは補償に関する部分が含まれていない点であるが、これはEISの性格とは別のものであるため別途議論していく必要があるものとなろう。残念ながらわが国では、遺伝子組換え作物の栽培を禁止する仕組みは地方自治体レベルでは複数存在するものの、共存を目的とし、こうした内容を包括的にそろえた仕組みは未だ出来あがっていない⁴³。

問題は、アメリカが何故、今になって共存というポリシーを打ち出したかである。実際問題としてこれまでも一定の共存は行われてきたが、ここで農務長官自らがあえて共存を明言した背景には何があるのだろうか。筆者としては、少なくとも現代社会が科学技術の恩恵を得て成立している以上、（法律家には申し訳ない言い方になるが）遺伝子組換え作物についても国の競争力そのものを長期にわたり損なう形での訴訟の頻発を可能な限り抑えた上で、利害関係者のできるだけ多数に納得してもらう道を選ばざるを得なかったということではないかと考えている。簡単に言えば、過去15年にわたり邁進してきた遺伝子組換え作物の普及というひとつの方向について、あくまでも基本的な方向性は変えず、一度ブレーキを踏み、回りをよく見て全体の状況を把握する必要が出てきたということではないだろうか。

43 筆者は地元の宮城県における「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針」作りに関わってきたが、混入・交雑防止策については多くの関心が集まったものの、補償問題については指針の検討段階の議論において、いずれ正面から取り組むべき課題になる可能性のひとつであるという問題提起が出来たのに留まっており、これは将来的な検討課題のひとつとなっているのが現状である。なお、その際、EUがその姿勢を明記しているように、この問題は安全性の問題ではなく経済的損害の補償という立場で理解しておくことは重要であろう。

言うまでもなく、トウモロコシや大豆を中心に、世界最大の遺伝子組換え作物の生産国であり輸出国でもあるアメリカは、アルファルファ1品目で現在のアメリカ農業の仕組みそのものを大きく変更することが不可能であることを十分に理解しているであろうし、その意思もないであろう。遺伝子組換え技術そのものに対する自信や経験も、その生産物を好むと好まざるとに拘わらず輸入せざるを得ない状況にあるわが国とは大きく状況が異なっている。

我々にとって重要なことは、こうした様々な背景のもとに、世論に配慮しながらもEUやアメリカは着々と必要な技術開発と法制度を含む環境整備を実施してきているという現実を同時に理解することであり、その上で、冷静かつ早急に10年以上先の日本の農業や食の基本をどのような形とするかの長期的展望とそれを実現するための戦略を描き、着実に実施していくことではないかと思う。

毎年3,000万トン以上の穀物を輸入し続けながら、それをほとんど認識せず、あるいはあえて目を逸らし、当然のこのように受け入れてきた現在のわが国にとって、アメリカにおけるRRA訴訟とFEISは、科学技術と農業において何が問題となっているのかという現実を十分に見せてくれる重要な事例となるのではないかと思う⁴⁴。

(追記)

簡潔に、その後の変化について若干触れておきたい。

2011年1月27日、FEISの公表から十分に30日以上が経過したこの日、APHISは本件に関する正式な判断をRecord of Decisionという形で公表、その翌日には正式にRRAを規制対象から除外する、つまり表-2の「オプション2：規制対象から除外 (nonregulated statusにする)」との見解を公表している⁴⁵。

APHISは、FEISの検討内容と、その公表後の公開コメントの内容を踏まえた結果としての判断と主張しているが、食品安全センター等は即座に抗議声明および農務長官への抗議文を出しており、RRAをめぐる論争は今後も継続する可能性が高いものとなっている。

謝 辞

最後に、本研究を遂行するための様々な支援を頂いた農林水産省農林水産技術会議、農業環境技術研究所、GMO総合研究・海外チームその他の関係者に対し、あらためて謝意を表したい。

44 2008年における全米のアルファルファ生産量は、通常品で約7千万トン、オーガニック栽培されたものが約83万トンである。全体のうち、輸出されるものは約98万トンと少ないが、わが国はそのうち半数以上を占めるアメリカにとっては最大の輸出相手先である。

45 USAD-APHIS, "Record of Decision", January 27, 2011. および "Determination of Nonregulated status for Monsanto and Forage Genetics International Roundup Ready Alfalfa Events J101 and J163", January 28, 2011. http://www.aphis.usda.gov/brs/aphisdocs/04_11001p_rod.pdfおよびhttp://www.aphis.usda.gov/brs/aphisdocs/04_11001p_det.pdf (アクセス日: 2011年9月7日)